

令和4年9月30日  
総務部管財契約課

## 工事成績評定基準の一部改正について

### 【 今回の主要な改正点 】

(第1号様式、第3号様式共通)

○別紙-1③(施工プロセス 施工管理 一般監督員)

項目番号 3-2

現行：“施工(変更を含む)に先立ち、施工計画書が提出された”

改正：“施工計画書を工事着手の**7日前**(工事着手日含む、土日祝日含まない)までに提出した”

(第1号様式、第2号様式共通)

○別紙-1⑧(下水道工事 品質 一般監督員)

実情に合わせ、下水道課にて改正

○別紙-1⑧(下水道マンホール蓋維持修繕工事 品質 一般監督員)

実情に合わせ、下水道課にて改正

○別紙-3③(下水道工事 品質 検査員)

実情に合わせ、下水道課にて改正

○別紙-3③(下水道マンホール蓋維持修繕工事 品質 検査員)

実情に合わせ、下水道課にて改正

(第2号様式、第4号様式共通)

○別紙-1①(1. 施工体制 一般監督員)

現行：1. “施工計画書を工事着手に提出している”

改正：1. “施工計画書を工事着手の**7日前**(工事着手日含む、土日祝日含まない)までに提出している”

### 【 適用時期、適用工事 】

令和4年10月1日以降にて契約を締結した工事